

京都大学大学院教育学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻及び講座)</p> <p>第5条 教育学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>教育科学専攻 教育学講座、教育方法学講座、教育認知心理学講座、教育社会学講座、生涯教育学講座、比較教育政策学講座</u></p> <p><u>臨床教育学専攻 臨床教育学講座、心理臨床学講座、臨床実践指導学講座</u></p> <p>2 前項に掲げるもののほか、<u>教育学研究科の次表左欄の専攻に同表右欄に掲げる協力講座を置く。</u></p> <p><u>教育科学専攻 高等教育開発論講座</u></p> <p><u>臨床教育学専攻 臨床心理実践学講座</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(専攻及び講座)</p> <p>第5条 教育学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>教育学環専攻 教育・人間科学講座、教育認知心理学講座、臨床心理学講座、教育社会学講座</u></p> <p>2 前項に掲げるもののほか、<u>教育学環専攻に協力講座として連携教育学講座を置く。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>